

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第13号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和28年香川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水質基準) 第5条 略</p> <p><u>(遊離残留塩素濃度)</u> <u>第6条 条例第5条第9号の規則で定める遊離残留塩素濃度は、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下のもので、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないものとする。</u></p> <p>(患者の入浴についての許可申請) 第7条 略</p>	<p>(水質基準) 第5条 略</p> <p>(患者の入浴についての許可申請) <u>第6条 略</u></p>

患者入浴許可申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり患者の入浴について許可を受けたいので、公衆浴場法第4条ただし書の規定により申請します。

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 湯の種類
- 5 入浴させようとする患者の病気の種類

備考 次の書類を添付すること。

- 1 患者用入浴施設の構造仕様書及び平面図
- 2 温泉を使用する場合にあっては、療養効果を証する書類

患者入浴許可申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり患者の入浴について許可を受けたいので、公衆浴場法第4条ただし書の規定により申請します。

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 湯の種類
- 5 入浴させようとする患者の病気の種類

備考 次の書類を添付すること。

- 1 患者用入浴施設の構造仕様書及び平面図
- 2 温泉を使用する場合にあっては、療養効果を証する書類

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。